

## 評議員選出および業務等に関する細則

第1条 日本肘関節学会会則第15条による評議員の選出および業務等はこの定めによる。

第2条 評議員は就任の年の4月1日現在、年齢65歳未満の者に限る。

2 評議員の任期は3年とし、再任は妨げない。

第3条 評議員の推薦と選出

- 1) 評議員の推薦資格は、評議員がこれを有する。
- 2) 理事長は選出評議員の数を明示し被推薦者を募る。
- 3) 選出は、理事会において行い、評議員会の議を経て総会で決定する。
- 4) 評議員の選定に当たっては地域性も考慮する。

第4条 評議員の被推薦資格

評議員として推薦されるものは下記1項のすべての条項あるいは2項の事項を充たすことを要する。

第1項

- 1) 正会員であること
- 2) 入会后10年以上経過していること
- 3) 本学会において、主演者としての発表があること

第2項

- 1) 評議員不在都道府県から1名を必要な期間、理事会推薦の評議員として委嘱することができる。
- 2) 特別な事由により、理事会が必要と認めたもの

第5条 評議員の業務

評議員は、本会の円滑な運営のため、以下の業務を担う。

- 1) 別に定める委員会委員としての活動
- 2) 日本肘関節学会雑誌投稿論文の査読
- 3) ガイドライン策定のための業務
- 4) その他理事会が定めた業務

第6条 罰則、資格の停止

前条に定める業務を遂行できない場合、理事会は当該評議員の氏名を公表、あるいは評議員資格を取り消すことができる。

附 記

1. 本細則の変更は理事会において行う。
2. 本細則は平成15年2月16日から施行する。
3. 本改訂細則は平成16年2月22日から施行する。
4. 本改訂細則は平成17年10月21日から施行する。
5. 本改訂細則は平成25年2月10日から施行する。
6. 本改訂細則は平成29年2月5日から施行する。
7. 本改訂細則は平成29年8月27日から施行する。